

船舶事故調査報告書

令和2年11月4日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年4月28日 14時04分ごろ
発生場所	山口県宇部港 宇部港西防波堤灯台から真方位005° 1.04海里付近 (概位 北緯33° 57.3′ 東経131° 14.0′)
事故の概要	貨物船大祐丸は、出港操船中、着岸中の貨物船第八末広丸に衝突した。
事故調査の経過	令和2年5月11日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 大祐丸、199トン 135129、泰山海運有限会社 B 貨物船 第八末広丸、199トン 136473、川田海運有限会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級（航海） B 機関長B、五級（機関）（履歴限定・機関限定）
負傷者	なし
損傷	A 球状船首部に擦過傷 B 右舷船首部外板に凹損及び擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A 船は、船長Aほか3人が乗り組み、宇部港ケミカル東地区西岸壁（以下「本件岸壁」という。）の前面海域において、右回頭して出港する予定で、宇部港工業運河を北北東進し、船長Aが、バウスラストを使用すれば無難に回頭できると思い、主機を微速力前進としてバウスラストを使用し、右回頭を始めた。 A 船は、右回頭を続けたところ、船首部がB船に接近する状況となり、船長Aが主機を全速力後進としたものの、船首部がB船の右舷船首部に衝突した。 船長Aは、本事故時、本件岸壁に着岸中のB船に接近した状態で右回頭を始めたことに気付いておらず、レーダー及びGPSプロッターを作動させていたので、自船の位置とB船との距離を確認してから右回頭を始めていればよかったと本事故後に思った。 B 船は、船長Bほか3人が乗り組み、本件岸壁に船首を南方に向けて出船左舷着けで着岸中、操舵室にいた機関長Bが、A船が接近していることに気付き、両手を振りながら大声で叫んだものの、A船が衝突した。

<b>分析</b>	<p>A船は、出港操船中、船長Aが、バウスラストを使用すれば無難に回頭できると思い、着岸中のB船に接近した状態で右回頭を行ったことから、B船に衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、着岸中、A船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、A船が、出港操船中、バウスラストを使用すれば無難に回頭できると思い、着岸中のB船に接近した状態で右回頭を行ったため、B船に衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の船舶等と適切な距離を隔てて出港操船を行うこと。</li> <li>・レーダー及びGPSプロッターを活用し、船位や他船との位置関係の確認を適切に行うこと。</li> </ul>